

大雨 及び 台風接近時 等に伴う安全確保のガイドライン

大雨及び台風接近等における警報発令時のガイドラインです。

1 対象となる警報

大雨特別警報 土砂災害警戒情報 大雨警報 暴風（雨）警報 洪水警報

2 登校について

(1) 前日に臨時休業が決定の場合

長崎市に「大雨特別警報」等が発表され、翌日も大きな被害が予想される場合、また、台風の進路予想から、次の日の午前中に警報が発令されると十分予想される場合は、前日に臨時休業を決定し、お知らせします。

(2) 前日に未決定の場合

- ① 午前 7 時の時点で上記のいずれかの警報が発令されている場合・・・自宅待機
- ② 午前 7 時までに上記のすべての警報が解除された場合・・・・・・通常通り登校
- ③ 午前 10 時までに上記のすべての警報が解除された場合・・・・・・随時登校
- ④ 午前 10 時現在警報が発令されている場合・・・・・・臨時休校

3 登校後、警報が発令されたとき

- (1) 「1 対象となる警報」が発令または午後から発令される可能性がある場合
・・・・・・学校内で待機し、連絡後保護者へ引き渡す
- (2) 警報が解除された場合・・・・・・安全確認後、下校

☆各種警報への対応について

上記の警報等が解除されても、大雨及び台風等の余波が懸念されますので、登校の際は、十分注意して登校させてください。

また、警報等が解除されても、保護者が「危険である」と判断されましたら、登校させないでください。そのときは、学校に連絡をお願いします。

警報発令当日の臨時休業については、午前7時までに連絡します。警報等の発令状況につきましては、テレビ・ラジオの報道及び長崎市防災無線でお確かめください。

大雪や積雪等についても、同様にご対応願います。